

## 諫早市ふるさと納税返礼品提供事業者 募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度により諫早市に寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて品物やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

### 2 事業概要

- (1) 本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて「ふるさと納税返礼品サイト（さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、JALふるさと納税、Amazonふるさと納税など）」から、希望する返礼品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく品物等が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、各サイトを通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、本市はふるさと納税業務全般を株式会社スチームシップ及び株式会社さとふる（以下「委託事業者」）に委託しています。

### 3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、返礼品提供事業者になれないことがあります。

- (1) 本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、長崎県が地域資源として認定したものを提供する場合や本市を特にPRしていると認められる場合などに、例外的に市外の事業者を認めることがあります。
- (2) 諫早市税に未納のないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び諫早市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報保護に関する法律その他関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 電子メールの送受信等が可能なインターネット環境を有していること。

### 4 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、返礼品として採用されない場合があります。

ア すべての返礼品に共通する要件

- (ア) 総務省が示す「返礼品の地場産品基準」を満たすものであること。※参照

- (イ) 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (エ) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (オ) 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。
- (カ) 委託事業者及び配送業者と調整の上、寄附者に返礼品出荷後少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

イ 体験型（宿泊サービスや代行サービスを含む。）の返礼品の要件

- (ア) 市内及び市有施設内にてサービスが提供されること。
- (イ) 寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- (ウ) 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- (エ) 安全性の配慮に努めること。

(2) 市は、(1)の規定にかかわらず、返礼品として認めない場合があります。

(3) 返礼品に対する市の調達額は寄附金額の3割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとします。また、市は、返礼品の調達額に加え、送料の実費を負担します。ただし、返礼品に瑕疵等があり再送付となったときの代替品とその送料は、返礼品提供事業者の負担となります。

## 5 募集期間

申込は随時受付しています。

## 6 申込方法

「諫早市ふるさと納税返礼品提供事業者 参加申込書」に必要事項を記入し、下記の関係書類を添え、諫早市企画財務部ふるさと納税推進室へ持参してください（原則として持参としますが、事前協議を行った場合などは、郵送又はメールも可とします。）。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

### 【添付する関係書類】

- ① 諫早市ふるさと納税返礼品提供の誓約書
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ③ 完納証明書（諫早市税において滞納がないことの証明）※  
※市外の事業者は、主たる事務所の所在地における市税等の滞納がない証明書
- ④ 個人事業の開業等届出書の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）
- ⑤ 所得税（法人税）確定申告の写し
- ⑥ 事業者の概要や返礼品を販売していることがわかるもの（パンフレット、ホームページ画面を印刷したもの等）

## 7 返礼品提供事業者の審査

本市において申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否を審査した上で、返礼品提供事業者として適切であると認められた場合は、事業者登録を行います。  
なお、審査に際して実地調査を行う場合があります。

## 8 返礼品の提供に係る同意書の提出等

返礼品提供事業者は、委託事業者に対し、返礼品の供給に係る同意書の提出等を行う必要があります。（※別途、委託事業者から説明があります。）

## 9 登録事項の内容変更等

返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定後に、登録した企業情報等を変更した場合又は返礼品提供事業者の登録を辞退する場合は、速やかに本市と委託事業者へ報告し、協議すること。

## 10 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

(1) 本市は、登録された返礼品提供事業者又は返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品提供事業者に対し、返礼品提供事業者の登録取消又は返礼品登録の取消を行います。

ア 本要項3及び4に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 本市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) 返礼品提供事業者が解散等した場合は、本市は返礼品提供事業者に通知せず、取り消しができるものとします。

## 11 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守してください。なお、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品へのパンフレット等の同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 12 返礼品提供事業者及び返礼品の見直しについて

(1) 本市及び本市のふるさと納税支援業務委託者は、全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入替えについて検討します。

(2) 本市及び本市のふるさと納税支援業務委託者は、その他、必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

## 13 その他の留意事項

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後、本市が契約する委託事業者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。

- (2) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。
- (3) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市及び委託事業者へ報告してください。
- (4) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに本市及び委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。
- (5) 登録された返礼品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 先行予約などの場合を除き、返礼品は寄附受付後、速やかに配送できるよう整えてください。

#### 1.4 事業者登録、返礼品提供の流れ

- ①市へ参加申込書及び関係書類の提出
- ②市による審査、承認、登録
- ③委託事業者へ返礼品提供に係る同意書の提出
- ④返礼品のシステム登録
- ⑤市による返礼品の審査、承認
- ⑥総務省へ返礼品の申請、承認
- ⑦返礼品提供開始

#### 1.5 返礼品提供のスケジュール

返礼品を提供するためには、総務省の承認を得る必要があります。総務省への申請・承認のスケジュールは、おおむね以下のとおりです。

申請からポータルサイト掲載まで、3～4か月程度の期間が必要です。

- |        |       |   |        |
|--------|-------|---|--------|
| ・指定申出： | 7月申請  | ➡ | 10月頃承認 |
| ・第1期：  | 10月申請 | ➡ | 12月頃承認 |
| ・第2期：  | 1月申請  | ➡ | 3月頃承認  |
| ・第3期：  | 3月申請  | ➡ | 6月頃承認  |

#### 1.6 申込み・問い合わせ先

諫早市企画財務部ふるさと納税推進室

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

TEL：0957-22-2979 FAX：0957-27-0111

メールアドレス：[furusatonouzei@city.isahaya.nagasaki.jp](mailto:furusatonouzei@city.isahaya.nagasaki.jp)

#### 1.7 その他

この募集要項は、令和8年5月1日から適用します。